

県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 中平 均

- 1 日時
平成29年3月2日（木曜日）
午前10時0分開会、午後2時34分散会
（うち休憩 午前11時55分～午後1時1分）
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
中平均委員長、佐藤ケイ子副委員長、田村誠委員、軽石義則委員、柳村岩見委員、
神崎浩之委員、佐々木宣和委員、工藤勝博委員、小野寺好委員、白澤勉委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
上野担当書記、中村担当書記、嵯峨併任書記、及川併任書記
- 6 説明のため出席した者
 - (1) 県土整備部
及川県土整備部長、中野技監兼道路都市担当技監、
平野副部長兼県土整備企画室長、八重樫河川港湾担当技監、
小原県土整備企画室企画課長、小上県土整備企画室用地課長、
菊池建設技術振興課総括課長、大久保建設技術振興課技術企画指導課長、
遠藤道路建設課総括課長、千葉道路環境課総括課長、高橋河川課総括課長、
佐野河川課河川開発課長、檜山砂防災害課総括課長、千葉都市計画課総括課長、
和村都市計画課まちづくり課長、幸野下水環境課総括課長、
廣瀬建築住宅課総括課長、辻村建築住宅課住宅課長、谷藤建築住宅課営繕課長、
佐々木港湾課総括課長、箱石空港課総括課長
 - (2) 企業局
菅原企業局長、坂本次長兼経営総務室長、中屋敷技師長、
藤原経営総務室経営企画課長、細川業務課総括課長、吉田業務課電気課長
- 7 一般傍聴者
1名
- 8 会議に付した事件
 - (1) 県土整備部関係審査
(議案)

- ア 議案第51号 平成28年度岩手県一般会計補正予算（第4号）
- イ 議案第57号 平成28年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）
- ウ 議案第60号 平成28年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- エ 議案第61号 平成28年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- オ 議案第74号 主要地方道重茂半島線（仮称）里大橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- カ 議案第75号 須崎川筋須崎川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- キ 議案第76号 長部川筋長部川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ク 議案第77号 宮古港藤原地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ケ 議案第78号 宮古港日立浜地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- コ 議案第79号 宮古港藤原地区陸間設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- サ 議案第84号 田代川筋川向地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- シ 議案第85号 摂待地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ス 議案第86号 田代川筋川向地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- セ 議案第87号 鵜住居川筋鵜住居地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ソ 議案第88号 船越南地区海岸災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- タ 議案第89号 大船渡港永浜地区ほか海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- チ 議案第90号 大船渡港清水地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ツ 議案第91号 釜石港大平地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) 企業局関係審査

(議案)

- ア 議案第63号 平成28年度岩手県電気事業会計補正予算（第1号）
- イ 議案第64号 平成28年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

(3) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○中平均委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第51号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費のうち県土整備部関係、第8款土木費、第11款災害復旧費第5項土木施設災害復旧費、第2条第2表繰越明許費補正中、第8款土木費、第11款災害復旧費第5項土木施設災害復旧費、第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中2から7まで及び2変更中5から14まで、議案第57号平成28年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）、議案第60号平成28年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第61号平成28年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）、以上4件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○平野副部長兼県土整備企画室長 初めに、議案第51号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第4号）中、県土整備部関係の予算につきまして御説明を申し上げます。

議案（その3）の7ページをお願いいたします。当部関係の補正予算でございますが、台風第10号災害への対応や、事業量の確定に伴う所要の整理を行うものであります。

第6款農林水産業費、第3項農地費のうち3,769万6,000円の減額、8ページをお開きいただき、第8款土木費は34億213万3,000円の増額、9ページに参りまして第11款災害復旧費、第5項土木災害復旧費は292億9,593万円の減額でございます、合計で259億3,149万3,000円の減額となるものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な内容を中心に御説明をさせていただきますので、御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の143ページをお願いいたします。第6款農林水産業費、第3項農地費、第2目土地改良費のうち当部関係は、次の144ページをお開き願ひまして、説明欄の下段、県土整備部と記載している箇所でございます、農業集落排水事業費補助の減額などです。

164ページをお願いいたします。第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費は、国庫補助事業の額の確定に伴う国庫支出金の返還金など、償還金の増額等でございます。

167ページをお開き願ひます。表の下にございます第2項道路橋りょう費、第2目道路橋りょう維持費は、事業の見通しを踏まえ、除雪費について昨年度並みに確保するための増額や、168ページに参りまして、台風第10号被害に対応するための道路維持修繕費の増額な

とでございます。その下の第3目道路橋りょう新設改良費は、年度の執行見通しを踏まえた地域連携道路整備事業費の減額や三陸沿岸道路の事業費の増額など、復興道路等国の直轄事業費の執行見通しを踏まえた直轄道路事業費負担金の増額などであります。

171ページをお開き願います。表の上段、第3項河川海岸費、第2目河川改良費は、台風第10号により大規模な洪水被害のあった河川の再度災害防止のため、説明欄の四つ目、河川激甚災害対策特別緊急事業費から河川等災害関連事業費までの4事業に要する経費を新たに計上したものであります。その下の第3目砂防費は、9月補正予算において措置した災害関連緊急砂防事業費について、31カ所要望していたところ、事業採択箇所が16カ所に確定したことに伴う減額など、第4目海岸保全費は事業費の確定に伴う津波危機管理対策緊急事業費などの減額であります。

174ページをお開き願います。第4項港湾費、第1目港湾管理費及び第2目港湾建設費は、事業費の確定に伴う減額であります。

176ページをお開き願います。第5項都市計画費、第1目都市計画総務費及び第2目街路事業費、次の177ページに参りまして、第3目下水道事業費は、事業費の確定に伴う減額でございます。

178ページをお開き願います。第6項住宅費、第1目住宅管理費は、被災者の住宅再建支援を行う生活再建住宅支援事業費の事業費の確定に伴う減額など、その下の第2目住宅建設費は、災害公営住宅整備事業費の事業費の確定に伴う減額などであります。

飛びまして212ページをお開き願います。第11款災害復旧費、第5項土木施設災害復旧費、第1目河川等災害復旧費は、東日本大震災津波及び毎年度の気象災害に対応するための災害復旧事業費であります。台風第10号災害に係る査定額の決定や、それぞれの事業の年度執行見通しを踏まえた減額をするものであり、その下の213ページに参りまして、第2目港湾災害復旧費は東日本大震災津波に係る国の災害復旧事業の執行見通しを踏まえた直轄港湾災害復旧事業費負担金の増額などであります。

続きまして、繰越明許費について御説明を申し上げます。議案（その3）にお戻りいただきまして、議案（その3）の17ページをお願いいたします。当部関係の事業は、第8款土木費の923億1,294万9,000円と、23ページをお開き願いまして、第11款災害復旧費、第5項土木施設災害復旧費の489億5,216万4,000円であり、合わせて1,412億6,511万3,000円となるものであります。これは、東日本大震災津波に係る復旧復興事業や、台風第10号被害に係る復旧及び河川改修事業などが主な内容であり、翌年度に繰り越して使用するため繰越明許費を追加しようとするものであります。

次に、債務負担行為の補正についてであります。25ページに参りまして、当部関係の事業は1追加中2空港管理運営から7港湾快適環境推進事業までの6事業、26ページをお開き願いまして、2変更中5除雪から27ページの14河川等災害復旧までの10事業であり、それぞれ工期が翌年度以降にわたることから、期間及び限度額を設定あるいは変更しようとするものであります。

次に、当部所管の特別会計3件につきまして御説明申し上げます。46ページをお開き願います。議案第57号平成28年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36万3,000円としようとするものであります。

47ページに参りまして、歳入中、第1款財産収入、第1項財産運用収入は、土地開発基金の利子の確定に伴う減額であります。

48ページをお開き願ひまして、歳出中、第1款管理事務費、第1項管理事務費は、土地開発基金に係る管理事務費の確定に伴う減額であります。

55ページをお開き願ひます。議案第60号平成28年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7億5,104万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億6,748万6,000円としようとするものであります。

56ページをお開き願ひまして、歳入中、第1款分担金及び負担金、第1項負担金は、流域下水道事業に係る受益市町からの負担金の確定に伴う減額、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金は国庫補助金の確定に伴う減額であります。

58ページをお開き願ひます。歳出中、第1款流域下水道事業費、第2項流域下水道建設費は、事業費の確定に伴う減額であります。

59ページに参りまして、第2表繰越明許費は、予算を翌年度に繰り越して使用しようとするため、繰越明許費を設定しようとするものであります。

60ページをお開き願ひます。議案第61号平成28年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億386万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,658万7,000円としようとするものであります。

61ページに参りまして、歳入中、第4款繰越金、第1項繰越金は、平成27年度決算の確定に伴う繰越金収入の増額であります。

62ページをお開き願ひます。歳出中、第1款事業費、第1項港湾施設整備費は、事業費の確定に伴う減額であります。

63ページに参りまして、第2表繰越明許費は、予算を翌年度に繰り越して使用しようとするため、繰越明許費を設定しようとするものでございます。

以上で議案4件につきまして説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 それでは、大きく2点、質問をさせていただきます。

まず1点目は、除雪費の関係でありますけれども、必要な経費をとということでございますが、現在どういう状況になっているのか。また、雪の量は地域ごとに非常に濃淡がある

と思いますけれども、それらの対応は現状うまくいっているのか。

加えて、機材を含めて業者の確保ですね。雪があるとないとではかなり違うという声も聞いております。そういう意味では、維持するためには一定の作業員の確保等を含めて、いろいろ苦勞されているというお話もあるのですが、それらへの対応などありましたら教えていただきたいと思います。

○千葉道路環境課総括課長 平成28年度の除雪費の執行状況でございます。2月末現在の速報値ですけれども、県全体で約34億円執行しております。過去5年では3月末で38億円ぐらい毎年使っておりますので、それに比べまして、ことしは約34億円ということで、これから3月分を含めると、大体同じぐらいになるのかという格好で現状を見ております。

あと、雪の降り方について、奥羽山系のほうは大体例年どおり降っていて、沿岸地域、県北地域のほうは若干多く降っているという状況です。逆に北上市、遠野市あたりが少ないというのが今年度の降雪状況でございます。

それと、昨今の業者の確保の状況なのですけれども、除雪業者がどのぐらい必要かということで毎年計画を立てまして、その後、公募とか随意契約とかで業者をお願いすることになっています。軽石委員のおっしゃるとおり、やっぱり除雪というのは特殊な業種でございます。路線を熟知しないと、路面のでこぼことかそういうのがあってなかなか難しいのですけれども、高齢化という問題があります。そういうことで、除雪する人の確保というのは、各土木センターで苦勞しております。ただ、そうやって苦勞しているのですけれども、今年度に関しては何とか業者の協力で、そこら辺の人員配置はできているという状況でございます。

○軽石義則委員 雪の量は、我々も予測不可能なところもあって、それぞれ対応があると思いますけれども、ただいつ来るかわからないからこそ、しっかりとそのときの対応策というものはとらなければならないとこれまでもお話をしております。それぞれ業者の皆さんの声をお聞きしますと、いわゆる機材のリース代も高騰していたり、人件費含めて非常に高くなってきています。日中だけでなく夜も含めて一定期間確保するという事なので、計画は計画としてあると思いますけれども、24時間体制で人員確保できる計画になっているのか、予算もそれに合わせたものが組まれているのか、お聞きいたします。

○千葉道路環境課総括課長 確かに雪が降らないときも、降るときもあるということで、その対応で業者に苦勞をかけています。県のほうでも一定の日数出動することを想定して設計を組んでいるのですけれども、降り方が少ない場合、それはやっぱり経費がかかりますので、その分に関しては変更契約でその分を計上させていただいております。

あと、24時間ということ、人は大変なのですけれども、それに関しては、大雪が降るときは、県のほうの指示で待機してもらうということで、人が待機してもらう場合には、待機料とかをお支払いしております。今そのような対応で除雪体制は一応整備されているという状況であります。

○軽石義則委員 しっかりと対応していただきたいと思います。道路の場合、国、県、市

町村、それぞれ管理者が違っていると思いますけれども、道はつながっているわけでありまして、県の委託だから県道だけ、市町村は市町村道だけだと効率的にも悪いと思いますし、業者サイドも仕事をする上で、一緒にあわせてすることによって、人員確保がかなり効率化できるというようなどころもあると思うのですが、そういう国、市町村との連携というのはどのようになっているのでしょうか。

○千葉道路環境課総括課長 まず、市町村と県の関係ですけれども、シーズンに入る前に、市町村と県では合同の除雪会議を開いて、課題についていろいろ情報交換しております。具体的にどういうことをやっているかということに関しては、やっぱり除雪の効率化ということで、県道の部分と、あと市町村道の部分を効率的にやるために路線を交換してやっていたり、あと除雪業者に関しても、県で除雪をお願いしているところに、同じ地区だと、同じ業者に市町村のほうで除雪をお願いするとか、そういう格好で一応市町村と調整をとっています。

国に関しては、国の管理する道路は4号と45号と46号しかありませんので、そっちのほうはそれぞれやっているという状況です。

○軽石義則委員 連携がとられているということであれば安心なわけですがけれども、加えて排雪のほうも求められてくるわけでありまして。雪質にもよるし、高齢者、障がいを持った方々を含めて、自宅前に除雪だけされていくと、その後みずからの力で排雪は難しいという方もいるわけですがけれども、それらに対して県に要望なり苦情なりというのがあるものなのかどうなのか。具体的にあっても、既に対応していて、そういうものはないというのであれば、その対応などはどのようになっているのでしょうか。

○千葉道路環境課総括課長 苦情がどのぐらい来るかということなのですが、現場にどのぐらい今シーズン来ているかというものはちょっと捉えていないのですが、当課のほうにはことし1件来ております。朝方に急に降りまして、それを除雪したときに寄せられたということで、そういう状況でございます。

基本的な考え方なのですが、県のほうの除雪体制とすれば、道路の除雪を優先していきまして、それで門口にたまる雪の処理は大変だと思うのですが、基本的には各人の個人の方の協力で、何とかしてそこら辺はどけてもらうという格好でお願いしております。ただ、やっぱりいろんなケースがありまして、先ほど委員から話があったように、老人の方の場合もあると思います。そこら辺は市町村とも情報共有して、地域で対応できないかをお願いしている状況でございます。

○軽石義則委員 個人でやるのも、当然皆さんやっただいて理解しております。ただ自立できないところは市町村としっかり連携して、その対策というものも怠りなくしていただくことが大事だと思いますので、よろしく申し上げます。

2点目に入ります。住宅建設費の災害公営住宅整備事業費に関してですが、昨日も本会議で質疑が交わされておりましたけれども、工事費の減額は、戸数の減、また工期の変更等いろいろあると思いますけれども、詳しい内容についてお知らせしたいと思っております。

○谷藤営繕課長 減額補正の主な理由としまして、工期の延伸、それから整備戸数の見直しというところですが、詳しい内容としましては、例えば山田町の長林ですとか船越第8、この二つの団地につきましては、22戸から16戸に戸数が変更になり、設計の変更、設計のやり直しなどがありまして、それに伴う工期の延伸、そういったものがございます。また、三枚堂ですとか嬉石第1、脇の沢、そういったところにつきましては、造成工事の工期の延伸に伴いまして、完成工期が大きく延伸しているところです。

○軽石義則委員 実際に業者の皆さんからいろいろお話を聞くこともありますが、仕事をする上では資材と人員確保、当然現場責任者も確保していなければならないという県のルールになっているわけですが、工期を延長すると、それらが全て後ろに来て、違うほうの仕事に影響が出てきているというのが1点です。いわゆる技術者の確保ですね。資材もある程度確保していて、その確保した分が業者の一定の負担になっているというようにも聞いているのですけれども、県が変更することになるわけですので、そういう部分の業者との打ち合わせなり、そういうものの調整はどのようにされているのでしょうか。

○谷藤営繕課長 技術者については、より長期間拘束することになりますので、共通費で設計変更の対象としておりますし、また仮設事務所も長期間になりますので変更の対象としております。また、資材につきましては、本当に長い期間、延伸するような場合、資材、鉄骨ですとか、価格が変わりますので、そういったところについては変更の対象として、よく打ち合わせをした上で工事を進めております。

○軽石義則委員 よく打ち合わせをしてやっつけていただいているのでしょうけれども、発注側と受注側の関係ですから、経費的な問題も含めて、受注側のほうが本当はより負担を少なくしたい。みずからの事由によって長引いたら、それは業者が当然負担することなのですけれども、現実的に設計段階からおくれたり、工事に入るための準備が整わなかったりという理由もいろいろあると思います。そこら辺がしっかりと連携をとれていないように思うのですが、具体的にどういう形で連携をとっているのでしょうか。

○谷藤営繕課長 設計、入札が終わりまして、その後大きく期間があくような場合ですと、設計書の単価もその適切な時期の単価に総入れかえしまして、その後契約するという手続で進めております。

○軽石義則委員 手続を進めるのは当然だと思っておりますけれども、手続を聞いているのではなくて、受注側が納得いくような対応をされているのかどうなのか。話を聞くほうからすれば一方的に変更されて、それに合わせろと言われていたような受けとめをされているのではないかと私は思っているわけです。両者が納得して合意したのであれば、そういう不満も出てくることはないと思うのですけれども、両者が合意されていないままに工期変更なり工事設計変更が受注側に、押しつけられたという言葉は適正かどうかわかりませんが、そのように受けとめられているのではないかと思っているのです。ですから、変わるのには手続しなければならないのですけれども、そこに至る段階で、現場のことをしっかりと把握をされた上で協議しているのか。もっと現場の状況なり、業者サイドの全てを

聞けと言っているのではないです。お互いに納得できるようなものにしていくべきではないかと思うのですが、その点はどのようなのでしょうか。

○谷藤営繕課長 まず、設計変更する際に、私ども県の監督員のほうとよく打ち合わせをして項目を詰めます。請負率などもかかりますので、その後、設計変更のより正確な金額について業者のほうと打ち合わせを行い、了承を得た上で契約の手続を進めます。そういった丁寧な打ち合わせを重ねて契約するようにしております。

○軽石義則委員 ぜひ丁寧にやっていただきたいと思います。両者が合意することが大事だと思いますし、現場が各種あって、それぞれの状況もあると思いますけれども、これから業者も人材確保していかなければならないという現状の中で、業者サイドの負担だけに終わらないようにお願いしたいと思います。

工期変更にかかわって、現場の責任者を入札時に登録すると、工期が延びれば、違う仕事を本来はとりたいたところなのだけでも、登録している責任者はその現場を変えることはなかなか難しいというお話も聞いているのですが、その点はどのようなのでしょうか。

○谷藤営繕課長 設計施工のプロポーザルによる契約のときに、現場代理人によって得点が決まってしまうものですから、ある業者は複数の現場代理人をプロポーザルの段階で提案しますが、その中で一番点数が低い現場代理人がプロポーザルの選定のときの点数になります。業者によっては、1人を提案してきた場合ですと、その方がもしその仕事を受けられないということになり、次点のほうに契約の順番が移ってしまうというようなことなども実際に相談がありましたが、業者のほうとよく打ち合わせして、丁寧に説明した上で契約に至ったといったケースもあります。

○軽石義則委員 1人しか現場代理人を出せないということは、それなりの事情を持ってその仕事に集中しているわけですね。当初の計画どおりにいけば、次の仕事も回せるというぎりぎりのところでやっているところもあると思いますので、発注側の理由で工期が動いた場合には、受注側にもある程度一定の余裕が持てるようなルールにしていくことも大事ではないかと思っていますのですが、その点はどのようなのでしょうか。

○谷藤営繕課長 委員おっしゃることはそのとおりでございます。それにつきましては、今後よりよい方法を検討させていただきたいと思います。具体的な事例としては、その業者は別な現場のプロポーザルを提案する際に、複数の現場代理人を提案していただいて、現在のルールで対応できる方法で調整されておりました。

○軽石義則委員 復興事業がある程度見通しがついたときにはまた現状は変わるかもしれませんが、これから人材不足等で現場を回すのも大変な状況です。ただ岩手県内にしっかり技術者なり現場責任者を確保する上においては、ある程度発注側においてもそういう部分を配慮した上で契約をするというルール化をしていくのも大事だと思うので、その点はしっかりと対応していただくようお願いして終わります。

○神崎浩之委員 補正予算で大幅な減額があるわけでありまして、その内容についてお聞きいたします。せっかく皆さんが予算を用意して、計画をした。ですけれども、大きな減

額をせざるを得ないということで、提出予定議案等説明会でも説明がありましたし、さらっとは理由についてお聞きいたしました。今も、例えば事業の見通しとか、返還金が確定したという説明はあったのですが、その要因についてお聞きしたいと思います。復興が進んでいないとか、夏の災害だったのにまだ手がつけられていないとかというように、皆さんの努力とは別に県民の方々は思っているということで、我々は所管の委員会としてもう少し詳しく、細かくその理由を把握しておきたい。そして県民に説明をしていかなければならないと思っております。

そこで、補正予算全体では259億円余の減額ということだったのですが、これは増額と減額合わせて、差し引き259億円余の減額でありますけれども、皆さん方のほうでは、例えば通常分でどのぐらいの減額だったのか、それから東日本大震災津波の分でどのぐらいの減額だったのか、あとは台風第10号関係でどのぐらいの減額だったのかということ、捉えているとは思いますが、数字があればお聞かせいただきたい。差し引きではなくて、減額の分についてお聞きしたいということです。

それから、それらの原因について、まちづくりの計画との整合性とか、業者の関係だとか、天候の関係だとか、さまざまあると思うのですが、それに至った要因について詳しく、例えば10個ぐらい具体的な例を挙げて説明していただければと思います。

あわせて、砂防の関係なのですが、31カ所の要望に対して、国の査定による事業採択が16カ所だったということだったのですが、その採択されなかった分については、どのような内容で採択されなかったのかということをお聞きします。少し細かく事例を通して説明していただきたいと思っております。

○小原企画課長 では、私のほうから、まず予算の減額補正の内訳について御説明します。

通常分につきましては274億円の減額です。この内訳としましては、国の経済対策による平成28年度の第2次補正予算で、県は9月補正で予算措置をし、そちらが要求ベースでございましたが、それを実際に国の予算がついた状況に合わせた補正を行いまして、10億円の減額です。

それから、通常分のうちで、台風第10号対応が258億円の減額です。通常の事業の国庫内示に伴う整理とか、事業進捗に伴う整理による補正が12億6,000万円ということで、通常分は270億円余の減額です。

それから、震災対応分につきましては、今年度は15億4,000万円の増額となっております。こちらの増額要因としては、直轄事業の負担金の増が非常に大きくなっています。直轄道路事業費の負担金は、三陸沿岸道路とかの事業進捗により、国のほうの予算に合わせた増額というのが127億円ございまして、震災対応分については総額としては増になっております。ただ、震災対応分の県事業につきましては、内訳をごらんになっていただくとおり、災害公営住宅については39億円の減額、それから津波危機管理対策緊急事業の水門、陸閘の自動化、遠隔化については本体工事のおくれ、あとは市町村から請け負っている受託事業等も市町村の事業進捗に合わせておりますので、そちらのほうで河川と港湾を合わせま

して31億円程度の減額となっております。

それから、台風第10号対応のほうですが、通常分の減額につきましては、河川等災害復旧事業費が295億円の減額となっております。こちらについては、9月補正予算では、かかり得る経費を最大限に計上しましたが、災害査定を11月から1月末までやりまして、査定決定額のほうも出ましたので、こちらに合わせた減額を行いました。あと災害復旧事業については、通常3年間で終わらせる場合、初年度がおおむね85%、それから翌年度14%、3年目1%ぐらいの割合で事業費を計上いたしますけれども、今回は平成28年度、平成29年度にかけてどの程度事業できるかというところを勘案しまして、平成28年度の予算では、災害復旧費の51%程度の事業費を計上しておりますので、そこについても進度に合わせて減額しているということで減額になっていきます。

それから、河川の砂防関係の49億円の減というのは、事業箇所が31カ所から16カ所に減少になったということで、採択にならなかった箇所等の対応については、県単砂防事業でやるということで、そちらについては増額の補正を行っております。その他詳しい中身については、各所管事業課長からお願いしたいと思います。

○檜山砂防災害課総括課長 まず、災害復旧事業費の減額の理由ですが、本会議での答弁と多少重複する部分があるかもしれませんが、大きく二つ要因があります。まず9月補正の段階では、被害額に沿った形で予算計上しているのですが、被害額につきまして、当時スピード感を持って災害査定を受けるという中で、現地調査や航空写真など、そういったものを使いまして概算で金額を把握しまして、その中で最大経費を見込んでいきます。査定においては当然測量とか詳細な設計を行いますし、その中でも、かつ経済的な設計でやりますので、大幅な減になっております。

もう一つ、今年度の予算ということなのですが、御存じのとおり、今年度につきましては、今回の災害は大規模だということ、かつ災害査定が1月末で終了したということで、かなり時間を要している分があります。そういう状況から今後の発注を踏まえまして、現場条件や気象条件が非常に厳しいという中にありまして、当初の執行見込み額から、下げざるを得ないということで、この二つの要因から、合わせて二百数十億円の減額となっております。

あともう一点、災害関連緊急砂防事業の箇所が31カ所から16カ所になった理由ということですが、災害関連緊急砂防事業という制度は、単年度で事業を行うということで、具体的には平成29年度の予算の中で同年度中に終わるということになっていきます。それで、通常事業と同じように、砂防堰堤をつくる段階で一番大きな問題は用地取得です。発災当時、あらあらですけれども、用地の状況を調べてみますと、共有地だったり、相続があったりということで、なかなか短期間では用地の解決には至らないというのが多数見受けられまして、そういったものを主な理由といたしまして、15カ所は災害関連緊急砂防事業のほうから除外させていただいたという経緯になっております。

○神崎浩之委員 砂防以外は。

○**檜山砂防災課総括課長** 御質問と異なるかもしれませんが、除外させていただいた15カ所につきましては、来年度から、今予算計上させていただいております砂防激甚災害対策特別緊急事業や、県単砂防事業等の中で施設整備を対応していきたいと考えております。

○**神崎浩之委員** 大幅な減額になった理由の中で、一つは土地の取得が困難だと、なかなか時間を要するということがありましたけれども、そのほかに例えば業者の関係だとか資材の関係、そういうのはないのかどうかお聞きしたいです。

先ほどの説明の中には、スピード感を持ってやって、概算で大きくとっておいたというように、いいお話があったのですがけれども、純粋に見積もった金額よりも、実際はもっと低くできるということで減額したのか。それともその他の要因で、例えば用地取得が困難だとか、設計の関係だとか、そのような具体的な減額の要因というものはあるのでしょうか。もともと見積もった金額が大きかったからということなのか、その辺をもう少し確認させていただきたい。

○**檜山砂防災課総括課長** まず、砂防事業のほうのほかの理由という点でございますけれども、これにつきましては施工箇所も16カ所ということで限られておりまして、箇所数が少ないという中で、業者とか資材についての問題、そういうものは特に課題となっております。

あと、災害関連緊急砂防事業のほうでございますけれども、スピード感ということで、原則、10日程度以内に被害を報告して、結果的にはその被害報告したものをベースにしながら災害査定とかいろいろ進めていきますので、繰り返しになりますけれども、最大限の余裕とかを見込んだ形で被害報告をするのが通常のやり方になっております。

○**神崎浩之委員** それはいいことだと思うので、次の変更請負契約があつて、きのうもちょっと、もう少し詳細な見積もりができなかったのかみたいな話がされておりました。スピード感を持ってやるということで、大幅に見積もったというのはいいいことだと思うのですが、心配なのは、ほかの要因でおくれているということがあるのであれば、金額が金額なものですから心配だと思っていました。

あと、それらについては次年度引き続き順調に進めていかれるのだろうと思いますが、その辺の所感と、それから今回の台風第10号に関して、東日本大震災津波では対応できたのに、今回の台風第10号では対応できなかったもの等があれば教えていただきたいと思えます。例えば国や県で、東日本大震災津波では対応できた復旧工事なのだけでも、台風第10号ではそれは対象外だよというようなことがあれば内容等を教えていただきたいと思えます。

○**檜山砂防災課総括課長** まず、今後の見通しといいますか、取り組みなのですがけれども、被災した方々のことを考えれば一日も早い復旧、復興というのが命題になっておりますけれども、その中でようやく1月で災害査定が終わりまして、工事の発注をこれから本格的にやっていくということになりますので、その中で業者の方々いろいろな情報交換し

ながら、なるべく早目に工事が進められるよう頑張っていきたいと思っております。

あと、東日本大震災津波との違いについて、答えになるかわかりませんが、災害復旧工事で、例えば一つの工事をする場合、最低の工事費が県であれば120万円、市町村であれば60万円ということで、それ以上が事業費としてのラインとなりますので、例えば被害は出ましたけれども、一応査定を経て設計を組んだら金額が小さくなるようなケースも出ておまして、それらにつきましては県単災害復旧事業で対応していきたいと考えておりました。

○中平均委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第74号主要地方道重茂半島線（仮称）里大橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○遠藤道路建設課総括課長 議案（その4）の9ページをお開き願います。議案第74号主要地方道重茂半島線（仮称）里大橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

主要地方道重茂半島線（仮称）里大橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の1ページをお開き願います。工事名は、主要地方道重茂半島線（仮称）里大橋上部工工事で、工事場所は、宮古市里地内です。

契約金額は5億6,376万円で、請負率は86.42%。請負者は、川田建設株式会社であります。

工事概要ですが、本工事は、県の復興関連道路に位置づけ、整備を進めている主要地方道重茂半島線里地区において、孤立集落の発生を防ぎ、安全で安心な道路を整備することを目的として、橋梁上部工139メートルを新設するものであります。工期は594日間で、平成28年度から平成30年度までの3年間の債務負担行為により行うものでございます。

なお、2ページに入札結果説明書、3ページに入札調書を添付しておりますが、説明は

省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第75号須崎川筋須崎川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋河川課総括課長 議案（その4）の10ページをお開き願います。議案第75号須崎川筋須崎川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

須崎川筋須崎川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の4ページをお開き願います。工事名は、二級河川須崎川筋須崎川水門土木工事で、工事場所は、大船渡市大船渡町地内です。

工事概要ですが、本工事は、東日本大震災津波により被災した須崎川河口部において、津波対策の水門を新設する工事を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容は、詳細な地盤調査を行った結果、地盤内に転石が確認されたことから基礎杭打設工法を変更、またインフレスライド条項に基づく変更により変更契約金額が増額となるものでございます。なお、5ページ、6ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、平成27年3月4日に議決いただいた第1回変更の金額11億9,910万8,880円に対し、今回の変更により3億9,302万9,280円、32.8%の増額となり、変更後の契約金額は15億9,213万8,160円となるものでございます。

請負者は、りんかい日産建設株式会社・村本建設株式会社・株式会社菊池組特定共同企業体です。

工期は、現在の平成31年3月15日から変わりありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 1点、インフレスライド条項に基づく金額と内容を具体的にお願いいたします。

○高橋河川課総括課長 説明資料4ページ、第3回変更の⑧のインフレスライド条項に基づき云々というところの右側のほうで、工事費の増額2億6,800万円余ということになっていますけれども、このうちの約1億円程度はインフレスライドによるアップの金額になっております。

内容は、労務費とか資材とか全般について高騰になった分をインフレスライドしたところです。

○軽石義則委員 労務費とか資材とか言われても、その区分とといいますか、労務費が何%ぐらい、資材費が何%ぐらい高騰したものなのかわかるでしょうか。

○高橋河川課総括課長 今労務費のアップ率とかという詳細な資料を持ってきていなかったもので、これは後から……

○中平均委員長 後でもいいですよ。

○軽石義則委員 後からでもいいです。となると、今回はこの件の分ですけれども、県内全体、現場はいろいろあると思うのですが、ここだけにスライド条項が適用になるのか。ほかの案件はまだこれからですけれども、そういうのは全てに適用になっていく条項なのでしょうか。

○高橋河川課総括課長 契約上は、全ての工事が対象になりますけれども、例えば発注する時期とか、あとは単価がちょうど上がったときとかに契約すると、インフレスライドにかからないときがありますので、それは受注者がもう一回再積算して、受注額より上がっているよということになると、受注者のほうから請求する権利がありますので、全ての工事について対象になります。

○軽石義則委員 受注者から出なければ変更しないということもあり得るでしょうか。

○高橋河川課総括課長 今回のインフレスライドというのは受注者からの請求で、上がる金額に対しての請求ですので、あくまでもそれは受注者からの請求ということになります。

○中平均委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第76号長部川筋長部川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋河川課総括課長 議案（その4）の11ページをお開き願います。議案第76号長部川筋長部川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

長部川筋長部川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の7ページをお開き願います。工事名は、二級河川長部川筋長部川水門土木工事で、工事場所は、陸前高田市気仙町地内です。

工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した長部川の河口部において津波対策の水門を新設する工事を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容は、インフレスライド条項に基づき請負代金額を変更したこと、詳細な地盤調査の結果、地下水対策を追加したこと、及びさきに完成した隣接工区の護岸工の一部を取り合いの関係から減らし、今回の工事で増工としたことから変更契約金額が増額となるものでございます。なお、8ページ、9ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、平成26年12月10日に議決いただいた第3回変更の金額17億712万6,840円に対し、今回の変更により4億3,231万2,120円、25.3%の増額となり、変更後の契約金額は21億3,943万8,960円となるものでございます。

請負者は、株式会社奥村組・及常建設株式会社特定共同企業体です。

工期は、現在の平成30年3月15日から平成31年3月15日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いた

しました。

次に、議案第77号宮古港藤原地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木港湾課総括課長 議案（その4）の12ページをお開き願います。議案第77号宮古港藤原地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

宮古港藤原地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の10ページをお開き願います。工事名は、宮古港海岸藤原地区防潮堤その2工事で、工事場所は、宮古市藤原地内です。

工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した宮古港海岸藤原地区において、防潮堤等の新設を行う工事であります。

設計変更の理由及びその内容は、第4回変更において土壌調査をした結果、基準値を超過している土砂が一部確認されたため、法律に基づき発生した汚染土壌をセメント工場に搬入し、セメント原料として再資源化処理をしたこと、第7回変更において詳細設計により防潮堤終点部の山付け構造の確定及び用地買収が完了したため、防潮堤延長の増工を行ったこと、陸閘の構造の確定により陸閘土木躯体工を増工することにより、変更契約金額が増額となるものでございます。

契約額ですが、平成26年10月10日に議決いただいた当初契約の金額16億6,968万円に対し、今回の変更により5億8,616万4,600円、35.1%の増額となり、変更後の契約金額は22億5,584万4,600円となるものでございます。

請負者は、東洋建設株式会社です。

工期は、現在の平成29年3月24日から平成29年5月31日に変更となるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いた

しました。

次に、議案第78号宮古港日立浜地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋河川課総括課長 議案（その4）の13ページをお開き願います。議案第78号宮古港日立浜地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

宮古港日立浜地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の11ページをお開き願います。工事名は、宮古港日立浜地区海岸防潮堤その2工事で、工事場所は、宮古市日立浜地内です。

工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した宮古港日立浜地区において、津波対策の防潮堤を新設する工事を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容は、当初は標準断面方式により発注を行っておりましたが、詳細な地盤調査を行った結果、地盤内に転石が確認されたことから、基礎杭打設工法等を変更するものであり、変更契約金額が増額となるものでございます。なお、12ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、平成27年7月8日に議決いただいた当初の金額11億5,057万8,000円に対し、今回の変更により6億6,223万3,320円、57.6%の増額となり、変更後の契約金額は18億1,281万1,320円となるものでございます。

請負者は、株式会社森本組です。

工期は、現在の平成29年3月15日から平成30年3月15日に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第79号宮古港藤原地区陸開設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めるこ

とについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木港湾課総括課長 議案（その4）の14ページをお開き願います。議案第79号宮古港藤原地区陸開設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

宮古港藤原地区陸開設備工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の13ページをお開き願います。工事名は、宮古港海岸藤原地区陸開設備その3工事で、工事場所は、宮古市藤原地内です。

契約金額は6億804万円で、請負率は86.14%でございます。請負者は、株式会社中央コーポレーション・株式会社丸島アクアシステム復旧・復興建設工事共同企業体であります。

工事概要ですが、本工事は、東日本大震災津波により被災した宮古市藤原地区において陸開設備を新設する工事であります。

工期は621日間で、平成28年度から平成30年度までの3年間の債務負担行為で行うものがございます。

なお、14ページに入札結果説明書、15ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○柳村岩見委員 議案第74号と第79号の新規契約の2件はどちらも低入札なのです。それで、振り返ってみれば、東日本大震災津波からの復旧、復興の過程では、工事における応札者がいない、あるいはまた応札者が1者とか、あるいはまた請負率は99.幾らだとかありました。それを経て、低入札とききましたが、今建設業界でどういう状況が起きているのでしょうか。その把握は建設技術振興課の所掌ですし、いつも敏感にそれを捉まえていなければならないのではないと思いますが、どのように捉えていますか。

○菊池建設技術振興課総括課長 低入札の状況ということですが、県土整備部所管の県建設工事の入札状況につきましては、毎月データを取りまとめておりますし、また、県全体の状況につきましては、入札担当部局であります総務部と常に情報交換しながら状況の把握に努めているところです。

今年度の入札状況を見ますと、低入札の発生割合でございますが、昨年度より若干増加傾向にあるという状況でございます。特に内陸部でその傾向が顕著になっております。このため、落札率も低下傾向にありまして、4月から6月にかけては90%台を割り込む状況でした。

ただ一方、調査基準価格を算定する際の現場管理費というのがあるのですけれども、従来0.8でしたが、総務室において6月にこれを0.9に引き上げておりまして、そういった効

果もあったかとは思いますが、7月以降は90%台で推移しているところでございます。

また、入札不調の状況ですが、震災後、やはり毎年10月ごろ、入札取りやめ率が高くなる状況にございましたけれども、総務室のデータによりますと、取りやめ率でございますが、平成25年度をピークにだんだん減少傾向にありまして、平成28年10月の取りやめ率は13%ということで、平成27年10月は21%でございましたので、落ちついてきているところでございます。ただ、やはり低入札ということで、地域によっても差があると思っておりますけれども、競争といいますか、そういった低い価格を入れてとりにくるといったケースは徐々に出てきている傾向も見られますので、やはりこういった建設業界を取り巻く環境というものを当課といたしましてもこれからも注視して、必要な対応等を考えていきたいと思っております。

○柳村岩見委員　そういう認識でおられると。報道される前に、東日本大震災津波の復興工事が減っていくということを察知しておられて、どの時期に減るのだということはわかっていて、入札制度を変えましたね。そのことを聞かないとまずいと思っておりますので、岩手県と、ところによっては宮城県と福島県でも行われたようですが、岩手県でも除雪の仕事に参入した業者の評価とか、そういうものを勘案してというように変えたのではありませんでしたか。その認識と趣旨と中身をお知らせください。

○菊池建設技術振興課総括課長　今除雪というお話がありましたけれども、そこは入札参加資格を認定する際の経営事項審査の中で、除雪ですとか、社会貢献的な活動ですとか、そういったものについては高い評価を与えて、そういった業者がしっかりと評価される仕組みを考えておりますし、震災の課題を見ていきますと、例えば機材の増嵩、資材の増嵩、人手不足というようなことが懸念されましたことから、例えば震災係数というようなことで一定の係数を掛けまして、増嵩分を見込んだ入札の額で発注するという取り組みをしております。

○神崎浩之委員　第1陸開、第7陸開とありますが、今回発注の対象は2カ所ということですが、こういう場合は、例えば同時に発注するというのはエリアとか何かがあるのかということですか。もう少し大きく発注してしまうこともあるのか、それとも部分的なのか。

それからあとは、第1陸開と第7陸開ということなので、第2陸開とか第5陸開とかもあるのか。それは被災されていないのか、それとも今後別に出てくるのか。まずその辺のところをお聞きしたいと思います。

○佐々木港湾課総括課長　今回の陸開関係の発注ですけれども、やはりその地域ごとにまとめて発注して、大ロットで発注する箇所もあります。ただ、今回の場合は、国道から接続する港湾臨港道路のメイン道路2カ所であり、この箇所について港湾利用者との調整、要は通行どめにはできない箇所ですので、この箇所の特殊性を鑑みて2カ所を同一業者としました。例えば不便があるよとか、いろいろ港湾利用者の苦情があると思うのですが、そういう窓口を一緒にするべきだということで、ここ2カ所を一緒に発注してお

ります。

また、今回遅くなった理由ですけれども、そういった調整がありまして、今回の発注になっております。

あと、第1陸閘、第7陸閘ということで、ここの藤原地区については、そのほかの陸閘もありまして、それについては全て発注済みになっております。

○**神崎浩之委員** 水門・陸閘自動閉鎖システムとの関連でお聞きしますが、幅が25メートルの鉄の扉で、しかも高さが8メートルですよ。大がかりなものだと思うのですが、これはもともと従来からも電気式で開閉していたのか、それとも今回そうなのかということと、これからつながるであろう自動閉鎖システムとの関係で、東芝との調整とかも行われていると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○**佐々木港湾課総括課長** 従前の陸閘の閉鎖をする動力ですけれども、この箇所は25メートルとか15メートルと幅の広い陸閘でございます。従前からも電動で閉まるようになっておりまして、今回も遠隔によって電動で閉まることとなります。

あと、遠隔操作の受注元であります東芝との調整ですけれども、陸閘本体のほうでは、衛星からの無線を受信できるような設備を整えておくというところで、その辺については東芝とも調整していく必要があろうと思えますし、実際調整しているところでもあります。

○**中平均委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第84号田代川筋川向地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**檜山砂防災害課総括課長** 議案（その4）の19ページをお開き願います。議案第84号田代川筋川向地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

田代川筋川向地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の16ページをお開き願います。工事名は、二級河川田代川筋川向地区河川災害復旧（23災661号）水門土木工事で、工事場所は、宮古市田老地内です。

工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した田代川の津波対策水門を復旧する工事を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容は、インフレスライド条項に基づく請負代金額の変更及び遮水矢板の打設工法について、先行掘削工法を追加する必要が生じたことにより、変更請負契約が増額となるものでございます。なお、17ページ、18ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、平成26年10月10日に議決いただいた第1回変更契約金額は32億7,514万8,600円で、今回の変更後の契約金額は40億5,236万6,280円となり、第1回変更に対し7億7,721万7,680円、23.7%の増額となるものでございます。

請負者は、飛島建設株式会社・株式会社ピーエス三菱・小野新建設株式会社特定共同企業体です。

工期は、現在の平成31年3月15日から変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第85号撰待地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○檜山砂防災害課総括課長 議案（その4）の20ページをお開き願います。議案第85号撰待地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

撰待地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の19ページをお開き願います。工事名は、撰待地区海岸災害復旧（23災598

号) 工事で、工事場所は、宮古市田老地内です。

工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した水門及び防潮堤を復旧する工事を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容は、現地施工の結果、転石により鋼矢板等の打ち込みが不可能であったため、新たに先行掘削工法を追加する必要性が生じたこと、及び詳細な地質調査の結果、支持地盤が深い位置に確認されたため、基礎構造を直接基礎から場所打ち杭による構造に変更する必要性が生じたことから、変更契約金額が増額となるものでございます。なお、20ページ、21ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額は22億3,992万円、変更後の契約金額は58億2,829万5,600円となり、当初契約に対し35億8,837万5,600円、160.2%の増額となるものでございます。請負者は、株式会社銭高組です。

工期は、現在の平成30年5月30日から平成32年3月15日に変更になるものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**中平均委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第86号田代川筋川向地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**檜山砂防災害課総括課長** 議案(その4)の21ページをお開き願います。議案第86号田代川筋川向地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

田代川筋川向地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の22ページをお開き願います。工事名は、二級河川田代川筋川向地区河川災害復旧(23災661号)水門設備工事で、工事場所は、宮古市田老地内です。

工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した水門の復旧工事を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容は、機械設備については材質等を変更する必要性が生じたもの、並びに電気設備については集中操作盤等を追加する必要性が生じたことから、変更契約金額が増額となるものでございます。なお、23ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額は7億4,196万円、変更後の契約金額は9億7,588万5,840円となり、当初契約に対し2億3,392万5,840円、31.5%の増額となるものでございます。

請負者は、北日本機械・豊国工業復旧・復興建設工事共同企業体です。

工期は、現在の平成31年3月15日から変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 変更内容はわかったのですが、なぜ変更しなければならなかったのか理由をお知らせ願います。

○檜山砂防災害課総括課長 当該工事につきましても、被災地の復旧、復興を最大限早めるために、標準断面図等による発注方式に基づいて行っております。その結果、22ページの4の第4回変更にありますように、耐震規格等への変更が生じたことが、一つの理由となっております。

それと、もう一つの理由は、集中操作盤を追加するということですが、水門につきましては、22ページにありますように、三つ水門がくっついておりますけれども、基本的には一つずつ動かします。これにつきまして、集中して1カ所で3門を動かすといったものに変える必要性が生じたことが、今回の変更の理由となっております。

○軽石義則委員 目に見えない部分の設計変更であれば、厳密に調査をして工法変更等を含めて理解できるような気がしますけれども、材質は、その断面でといっても、耐震規格をなぜ当初からできなかったのか、電気の集中操作盤を最初から必要だとなぜ判断できなかったのかお知らせ願います。

○檜山砂防災害課総括課長 当初からそういう想定というお話につきましては、先ほどの議案第84号田代川筋の水門の部分なのでございますけれども、こちらにつきましても、同じく標準断面方式ということでやっておりますので、機械設備につきましても同じような扱いで、今回の変更の中で耐震等を考慮した設計に見直しております。

あと、材質等につきましては、より強固なものに設計等を行う中で、変更するという必要性が生じたということでもあります。

あと、集中操作盤につきましては、今その箇所でも将来的に水門等は遠隔操作等を行うということになっておりますので、1カ所に集中しておくことが必要だということで、それらとの調整も含めまして、集中操作盤設置ということになっております。

○中平均委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第87号鵜住居川筋鵜住居地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋河川課総括課長 議案（その4）の22ページをお開き願います。議案第87号鵜住居川筋鵜住居地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

鵜住居川筋鵜住居地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の24ページをお開き願います。工事名は、二級河川鵜住居川筋鵜住居地区河川災害復旧（23災647号）水門土木工事で、工事場所は、釜石市鵜住居町地内です。

工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した鵜住居川河口部において津波対策の水門及び防潮堤を新設する工事を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容は、詳細な地盤調査を行った結果、地盤内に転石が確認されたことから基礎杭施工に先立ち先行掘削工の追加が生じたこと、防潮堤基礎地盤に軟弱地盤が確認されたことから防潮堤基礎工の追加が必要となったため変更契約金額が増額となるものでございます。なお、25ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、平成28年3月4日に議決いただいた第4回変更の金額93億1,519万1,160円に対し、今回の変更により34億4,262万2,040円、36.9%の増額となり、変更後の契約金額は127億5,781万3,200円となるものでございます。

請負者は、前田建設工業株式会社・あおみ建設株式会社・株式会社小田島組特定共同企業体です。

工期は、現在の平成31年3月15日までから平成32年3月13日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 先ほどの摂待地区も含めて、基礎工なのですよね。工事を進めていって必要性が出てきたということで、変更前、変更後の設計の図を見せていただいても、確かに工事量は増加していると見えます。

そこで、そもそもですけれども、当初の設計からの変更という意味ではなくて、もともとの被災する前の水門と今回の水門というのはどのような違いがあるのかと。例えば耐震性をさらに増すために、当初10億円だったのに今は50億円になっているとか、そういうこともあるのか。当時は当時の設計仕様なので、実はもっと安上がりになったけども、今回はこういうような災害を受けて、さらにバージョンアップした基本構造になっているのか。それからあとは、逆に東日本大震災津波で地盤が削られたとか、弱くなったということもあるのですが、そういうようなことで被災する前の海岸の形状がさらに複雑化していて、その当時の水門よりも、例えばそもそもの単価が大きくなっているのか。そのあたりについて、場所によって違うと思いますけれども、傾向があれば教えていただきたい。

○高橋河川課総括課長 今委員からお話があったように、従前の水門の構造の形式と今回の震災後の構造の形式で、まず一つは耐震のレベルが違っております。前は結構頻度の高い地震に対するものだったのですけれども、今回は例えばこの構造で1回ぐらいしか遭遇することのないような大規模な地震、レベル2というのですけれども、レベル2対応の地震対応でやっていることが一つです。

あとは、今回の東日本大震災津波でも液状化があったのですけれども、いわゆる砂地盤のところで、砂に水が浸っていて、それが揺らされると液状化が生じます。その液状化対策を施しています。

それとあとは、構造上の変更点を申し上げますと、もとの水門の高さは、ここの鶴住居地区につきましては10メートル以下だったのですけれども、今回は14.5メートルという高さになっていますので、その点で金額的に、構造的にも強固なものになっているということがあります。

今考えられるのはこの3点です。

○神崎浩之委員 今盛んに工事を進めているわけなのですけれども、岩手の地形は地盤沈下とか隆起とかあると思うのですけれども、それは今落ちついているのかということ。またさらに地盤の条件によって、隆起、沈下が想定されるのであれば変更等も出てくるのではないかと考えているのですが、6年たって地盤の関係はどのようにになっているのか、あわせてお願いします。

○高橋河川課総括課長 地盤の変動の関係は、最近新聞等で報道されておまして、岩手県につきましてはゼロセンチメートルから大体20センチメートルぐらい、北のほうはゼロに近くて、そして南に行くに従って、大船渡市が二十数センチメートル、今回の案件となる釜石市は17センチメートルぐらい隆起して、もとに戻ってきているということです。

それで、今回例えば水門の構造物が順次立ち上がってきているのですけれども、隆起に

伴って変更を含むということを考えるかということ、我々は今考えることはしておりません。なぜ考えることをしていないかということ、例えば鵜住居川の水門については14.5メートルの計画高までもう一部できております。それで、こうやって計画高まで順次できておりますので、その地盤沈下に対する、例えば低くするかということは今のところ考えておりません。

○**神崎浩之委員** 水門・陸閘自動閉鎖システムとの関連で、世界初のようにするのですけれども、先ほどの撰待地区の関係もそうなのですが、金額もかさみ、工期も延びますよね。この2件は工期が平成32年3月までということになっております。けさも水門・陸閘自動閉鎖システムについてはNHKのテレビでも放映されておりましたけれども、着々と進んでいる中で、今回は平成32年に長引くということなのですから、ほかに平成31年や平成32年以降というように、繰り越されるような水門、陸閘というのがあるのか。それから、そうした場合には部分的なスタートということになるのか、確認をさせていただきたいと思います。

○**高橋河川課総括課長** 鵜住居川筋鵜住居地区水門災害復旧工事につきましては、工期を約1年延長するということになります。ここの特殊性をお話ししますと、ラグビーのワールドカップが平成31年9月に開催されます。それまでには水門本体とゲートを設置しますので、その後に仮設の締切を撤去する作業がありますが、一応津波の防護は確保されます。工期的には1年ということなのですから、実際の津波の防護については当初予定のとおりを計画しております。あと、ほかのところは、今のところロードマップに掲載しているような進捗で進めているところです。

〔中平均委員長 「答弁もう一つ」と呼ぶ〕

○**高橋河川課総括課長** 自動閉鎖システムの進め方ということで……

〔神崎浩之委員 「部分的に」と呼ぶ〕

○**高橋河川課総括課長** (続) 今例えば水門とかが順次できています。できた都度、水門・陸閘の自動閉鎖システムを運用できるように進めておりました。

○**中平均委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第88号船越南地区海岸災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**檜山砂防災害課総括課長** 議案（その4）の23ページをお開き願います。議案第88号船越南地区海岸災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

船越南地区海岸災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の26ページをお開き願います。工事名は、船越南地区海岸災害復旧（23災599号）その2工事ほか1工事で、工事場所は、下閉伊郡山田町船越地内です。

工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した防潮堤の復旧工事を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容は、地盤改良工における試験施工結果から補助工法として先行掘削の追加の必要が生じたこと、コンクリート被覆工を場所打ちコンクリートから二次製品へ変更する必要が生じたこと、及び隣接工区との調整を踏まえて防潮堤の延長を増とする必要が生じたことから、変更契約金額が増額となるものでございます。なお、27ページ、28ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額は38億2,860万円、変更後の契約金額は52億1,181万6,480円となり、当初契約に対し13億8,321万6,480円、36.1%の増額となるものでございます。

請負者は、戸田建設株式会社です。

工期は、現在の平成29年3月15日から平成30年2月16日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**中平均委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

それでは、この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○中平均委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋河川課総括課長 議案第75号の須崎川筋須崎川水門に関するインフレスライドの金額の内訳についてお答えします。

インフレスライド額は約1億1,000万円になりまして、その内訳は労務費2,750万円、材料費が7,150万円、機械費が1,100万円ということになります。労務費自体は、大体目安として4.5%ぐらいの上昇となっております。

○中平均委員長 次に、議案第89号大船渡港永浜地区ほか海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木港湾課総括課長 議案（その4）の24ページをお開き願います。議案第89号大船渡港永浜地区ほか海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

大船渡港永浜地区ほか海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の29ページをお開き願います。工事名は、大船渡港永浜地区ほか海岸災害復旧（防潮堤ほか）工事で、工事場所は、大船渡市大船渡町及び赤崎町地内です。

工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した大船渡港海岸永浜地区ほかにおいて防潮堤等の復旧を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容は、標準断面図等による発注方式に基づき、詳細設計へ変更したことにより変更契約金額が増額となるものでございます。

主な変更内容は、詳細な地盤調査及び詳細設計の結果、支持層が硬岩であること、中間層に転石まじりのれき層の存在が判明したことから、掘削可能な硬質地盤対応の杭打設工法へ変更が必要となったことです。胸壁構造についても、基礎工の見直しに合わせ、一部断面において現場打ちコンクリートからプレキャスト式への変更が必要になったことによります。また、物揚場等の港湾施設についても、詳細設計の結果、基礎捨石工の増工が必要になったことによります。

契約額ですが、平成26年3月5日に議決いただいた当初契約の金額32億1,366万4,200円に対し、今回の変更により27億232万7,400円、84.1%の増額となり、変更後の契約金額は59億1,599万1,600円となるものでございます。

請負者は、りんかい日産建設株式会社・村本建設株式会社・株式会社菊池組特定共同企業体です。

工期は、現在の平成29年3月15日から、平成30年3月15日に変更となるものでございま

す。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 インPRESライド条項に基づく金額は、この中で幾らぐらいになのか、また内訳をお願いします。

○佐々木港湾課総括課長 インPRESライド条項に基づく変更額ですけれども、今手元に資料を用意しておりませんので、後ほど御説明申し上げたいと思います。

○中平均委員長 では、後ほど資料をお持ちいただくということで、ほかに質疑はございませんでしょうか。軽石委員、質疑は後にして、採決は進めていいでしょうか。

○軽石義則委員 いいです。変わらないでしょうから。

○中平均委員長 では、ほかに質疑がなければ、これをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第90号大船渡港清水地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木港湾課総括課長 議案（その4）の25ページをお開き願います。議案第90号大船渡港清水地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

大船渡港清水地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の31ページをお開き願います。工事名は、大船渡港清水地区海岸災害復旧（防潮堤ほか）工事で、工事場所は、大船渡市赤崎町地内です。

工事概要は、東日本大震災津波により被災した大船渡港海岸清水地区において、防潮堤等の復旧を行う工事でございます。

設計変更の理由及びその内容ですが、今回の変更内容は、詳細な地盤調査を行った結果、計画よりも土質が硬く支持層の高さも変更となったことから、防潮堤基礎工及び防潮堤胸壁の工法、断面、部材の変更をしたことにより、変更契約金額が増額となるものでございます。基礎工については、軟弱地盤に対し、すぐれた構造とするため、杭径及び杭配置を

見直し、杭長については支持層までの必要な根入れ長を確保することとしましたが、中間層が玉石を含むれき層であることと支持層が硬岩であることが判明したことから、掘削が可能な硬質地盤対応の杭打設工法へ変更が必要となったことによります。胸壁構造についても、基礎工の見直しに合わせ、一部断面を現場打ちコンクリートからプレキャスト式へ変更が必要となったものです。

契約額ですが、平成27年3月4日に議決いただいた変更契約の金額20億1,464万3,880円に対し、今回の変更により15億305万9,760円、74.6%の増額となり、変更後の契約金額は35億1,770万3,640円となるものでございます。

請負者は、りんかい日産建設株式会社です。

工期は、現在の平成29年3月20日から平成30年3月15日に変更となるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**中平均委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第91号釜石港大平地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐々木港湾課総括課長** 議案（その4）の26ページをお開き願います。議案第91号釜石港大平地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

釜石港大平地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の32ページをお開き願います。工事名は、釜石港大平地区海岸災害復旧（23災148号）工事で、工事場所は、釜石市大平町地内です。

工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した釜石港大平地区海岸において防潮堤の復旧を行う工事でございます。

設計変更の理由及びその内容ですが、今回の変更内容は第4回変更において第1工区を、

第7回変更において第2工区と第3工区をそれぞれ詳細設計へ変更し、それを反映したことによるものであります。第1工区においては、法線が決定したことにより既存の防潮堤を利用した重力式構造への変更による減額、第2工区、第3工区においては、地質調査結果により杭の構造が決定したことによる増額となっております。また、荷役船舶との調整により施工時間が制限されることから作業時間の補正を行うこと、及び施工期間中に低気圧等により被災した箇所の復旧工事を行うことから、変更契約金額が増額となるものでございます。

契約額ですが、平成25年10月11日に議決いただいた当初契約の金額27億690万円に対し、今回の変更により8億6,672万9,280円、32%の増額となり、変更後の契約金額は、35億7,362万9,280円となるものでございます。

請負者は、東洋建設株式会社・株木建設株式会社・岩手基礎工業株式会社特定共同企業体です。

工期は、現在の平成25年10月12日から平成29年3月15日までで、変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○柳村岩見委員 この議案のところで質問させていただきますが、変更契約についての変更金額のところのお金の流れについて頭を整理しておきたいと思えます。はたときょうようやく気がついたのですが、私自身はお金の心配を全くしないで賛成していました。このお金はどうなるのだろうと、ようやく気がついた。前からつかみ金ありましたか。あるいは岩手県にこの手の基金がありましたか。災害査定は終わっていても、査定の正確度というものは、実際は掘ってみなければわからないよとか、地質調査してみなければわかりませんよ、ボーリングしてみなければわかりませんよ、でもそんなことしないで標準断面方式で発注していきますよと。掘ったら何かありましたという話があったり、やわらかかった、かたかったとか、こうなるのです。理由はそれぞれです。それはそれで、その現場の理由ですからそれでいいです。インフレスライドもいいですが、お金はもともとあったのですか。これは国にお願いして、すっと来るものなのか。お金の流れはどうなりますか。簡単に言えば、私はまるっきり心配しなくていいですか。心配しても及びませんが、どうなるのですか。だって、こんな額ですよ。前からです。きょうに限らず、これまでの常任委員会でもずっと変更契約を審査しています。それなりの理由ですから、やり始めていますが、この変更額はどうなるのですか。

○小原企画課長 復興関係の事業の予算の話ですけれども、復興事業の関係全般については、まず国のほうで特別会計の中で一定の枠というのを用意していただいていますので、その中でそれぞれ災害復旧事業であるとか、あとは社会資本整備総合交付金の復興とか、それぞれの事業メニューに従ってやっているということで、平成32年度までに被災地において東日本大震災関連で必要な事業の事業費については、枠で確保していただいています。あと個別の事業につきましては、それぞれ毎年毎年の要求で、今年度はこれぐらいかかり

ます、来年度はこれぐらいかかりますということで、それぞれの事業メニューに従って予算をいただいています。こちらについては災害復旧ですので、災害復旧工事に回してということいただいているということです。

ただ、どうしても事業の進行の中で内容とか金額の変更がありますので、そちらのほうについては協議しながら。それから平成32年度まで復興財源ということで、まず枠でいただいていますので、その枠の中で、どのようなやりくりをするかというところを含めて協議しているというところで、国の方からは今のところちゃんといただいております。

○柳村岩見委員 正確に言うと枠でいただいているのではなくて、枠で国が準備していると。その手続は、割かし箇所づけたと思いますが、いわゆる現場の事業は、おのおの中身が違いますね。それをつけなければ、国でも納得しない。意外と事務量ってすごいのですか。あるいはなかなかこれは大変なのですよ。実感はどうですか。

○檜山砂防災害課総括課長 予算措置の関係なのですが、発災当時はなかなか詳細な設計ができないため、実施保留ということで、復旧事業としては採択いただいて、その後いろんな調査をした上で、詳細がわかった中で事業を確定していくというのが一つあります。あと、今回の変更が現にそうなのですが、事業が進む中では、内容につきまして国のほうといろいろ協議させていただいて、内容が認められた形で、それがイコール事業費として使うことができるということで、そういった協議をしながら予算というものを個別に積み上げて、要求なりしている状況です。

○柳村岩見委員 最後にします。感じ方として、国は優しいねと、そんな思いがちょっとするのだけれども、最後に、変更届で問題になった事業箇所はありませんか、これはちょっと違うのではないのと。国との関係で交渉がというか、説明が長くかかったとか、そんな事例はこの数多い中にありませんか。

○八重樫河川港湾担当技監 委員会に提案する変更案件は、全て各担当課において、所管である国の部署と協議をして、調ったものが提案されております。被災地の事業ということで、国は優しく面倒を見ている面もあるのですが、やはりこれは国税を使っておりますので、厳しく、なぜその必要があるのか、なぜそういった対応をしなければならないのか、これはしっかりと審査をいただいて、いろいろな意見、宿題を受けて、またそれに対してこちらでいろいろ検討準備してという複数回のやりとりはやっていただいております。ということで、我々事務方としても、かなり時間、労力を使いながら協議は行われていると認識しております。

○柳村岩見委員 大変御苦労さまです。

○小野寺好委員 私も同じようなことなのですが、今回も変更請負契約、合わせて12件です。部長の胸の内、どういう感じを出しているのかと、そこをちょっとお聞きしたいです。

○及川県土整備部長 今回の東日本大震災津波、未曾有の大災害ということで、膨大な事業をできるだけ早期に発注、着工して、完成させたいという思いの中で、このような標準

断面図による発注方式というものをやむを得ず採用しております。結果として、我々が補助申請をするときには、その時点で得られた情報、特に地質情報なのですけれども、そういう中で最適な設計ということで積算して発注しているわけです。その後、地盤ですので、調査してみるとさまざまな地質があって、どうしても基礎処理工が増額になってしまうということがあります。中には、最初からそういうような保険を掛けて、大きく出しておけばいいのではないかという議論もされたことはございます。しかし、我々としては、その時点で得られた最新のデータでもって、最も経済的な工法で発注せざるを得ないということで、こういうことになっております。

今回の件も含めて、2倍くらいの増額となっている案件が多うございまして、今回2.6倍になったものもございまして。そういう中で、これで本当はもうありませんと言いたいところではあったのですけれども、まだまだ変更案件はあります。委員の皆様には、今後もつらい審査をお願いすることになると思いますので、どうかこの事情をおわかりいただきたいと思っております。

また、震災から時間もたって、標準断面図による発注方式ではなく、詳細設計を終わってから発注するというのも出てきております。ただし、問題は基礎地盤ですので、地質調査をした上で詳細設計して発注したとしても、施工する段階においてどうしても変更が生じます。減額になる場合もありますけれども、多くは増額になるということが多うございまして。それについては、その都度しっかりと御説明させていただきながら、審査をいただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○小野寺好委員 平時であれば変更は二、三割で、例えば6割とかになった場合に、これはちょっと議会が騒ぐぞと、2回に分けて出そうとか、そういったことだと思うのですけれども、とりあえず大震災だから、標準断面図で設計して出して、あとは5回でも10回でも変更すると。とにかく出せとか、そういうのが当たり前になってきたような気がします。普通であれば、債務負担行為をどうしようとか、さまざまに考えるかと思うのですけれども、実際私ら、世帯割のほかに2.1%の復興特別所得税を納めたりとか、大変な思いをしているわけです。そういった中で、大震災だから当たり前なのだよと常態化しているということで、私らも審査する場合に別段何とも思わなくなってしまうと、平時とは違う感覚になって、これがこの後もずっとそのままになってしまうようではちょっとおっかないと。そういうことで、部長がどういう気持ちで出しているのかと、そういったことでお聞きしました。

いずれ今後もまだまだ出てくるというお話なのですけれども、慎重にやらないと、何のための当初契約なのか。100%で2倍になる、2倍どころか160%となったらこれはもう変更ではなくて、新たな請負契約ではないかと思うのですけれども。変更というのはせいぜい二、三割で、50%を超えるとこれはね。今回新しい契約が2件で、あとの12件が変更契約で、私らも質問もなくなっていますので、当たり前のようにになってしまう。これが普通になったらちょっとおっかないという気がしますので、それはどうなのでしょう。

○及川県土整備部長 委員御指摘のとおりでございます。我々も震災から標準断面図による発注方式をやって、最初はそんなに多くなかったのですけれども、2倍を超えるものもちょくちょく出てきました。先ほど経過をお話しさせていただきましたけれども、申請前に国にかなり必要性とか理由を求められているところでもありまして、我々も安易に変更増をしているとか、例えば業者の言いなりになっているとか、そういうことは全くないと思っております。必要最低限、最適、経済性を追求しながら提案しているつもりです。

もう既に発注してしまった標準断面図による工法は、これからもまだ変更が出てきます。そして、結果的に標準断面図による発注方式にしたから2倍、2.6倍になるということではなくて、最初から詳細設計までやってから発注すれば、それほど大きな増額にはならない。でき上がりとしては同じくらいの金額でできると思っておりますので、そこら辺は御理解いただきたいと思えます。

いずれ通常の方式に戻して、変更増のないような格好で当初提案をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○中平均委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

少々お待ちください。議案審査が終わる前にスライド条項の中身は今出せますか。大丈夫ですか。

○佐々木港湾課総括課長 先ほどの議案第89号の大船渡港永浜地区ほか海岸の災害復旧のインフレスライドの関係ですが、今回の第7回変更で23億8,056万7,000円余が変更金額になっておりますけれども、このうちインフレスライドに伴う増工分が6,240万2,000円という金額になっております。この中には労務費によるものと、あと機材関係がございますけれども、その詳細についてはまだちょっと時間がかかりますので、全体の金額だけの報告にさせていただきたいと思えます。

○中平均委員長 軽石委員、御相談ですが、労務費とか、今の6,000万円余の細分の中身については後で資料をお配りすることでもいいですか。

○軽石義則委員 急なことであれですけれども、であれば説明資料をつくる段階で、もう少し目に見える形にさせていただければ聞くこともないと思えますし、調べることもないと思えます。

思います。資料づくりの際にそういう部分がこれから発生した際には、もう少しわかりやすく委員会に提案してもらおうようお願いして了解します。

○柳村岩見委員 それはちょっと違うのではないですか。必要なことだけ説明受ければいい。議会で提案するときに、このくらいは説明する必要があると、それだけのことを説明すればいいのだ。

○軽石義則委員 聞けばいいということですか。

○柳村岩見委員 聞けばいい。そういうことさ。必要以外のことも、あれもこれも書けてね。そんなこと喋らないの。

○軽石義則委員 聞いてもわからなかったなので、わかるようにしてほしいということでのお願いです。

○中平均委員長 では、ただいまの議案第89号に関しては、後日資料のほうを配らせていただくということで、よろしく願いいたします。また、今後の資料の取り扱いについては、今ここで結論ということではないので、私のほうで御相談させていただければと思いますので、御了承をお願いいたします。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○佐藤ケイ子委員 国道4号の拡幅整備の関係についてお伺いしたいことがあるのですが、実は一般質問で名須川議員も取り上げまして、もう少し踏み込んだ答弁を期待していたのですが、そういうことでもなかったなので、今後の見通しということをお願いしたいです。花巻市、北上市、金ケ崎町、奥州市ということで期成同盟会が結成されて、今までそれぞれ個別に要望活動をしていたのだけれども、なかなか進まない。金ケ崎町、それから北上市と花巻市の境とか、すごく渋滞が激しくて、その講演の中でも運輸関係の方々が講演されておりましたけれども、生産性向上に向けても本当に大きな課題だと。花巻一奥州間は本当は40分ぐらいで走れるはずなのだけれども、1時間半以上の時間を見なければならぬような状況だというようなことで、これについては市町村も経済界も、それから県も一緒になって、国への要望活動をしてほしいということでありました。

実際には、今北上市と金ケ崎町の境のところは図面もできて進んでおりますが、信号機の設置の関係で、またこれから一悶着あるかもしれない。この間新聞に載ったのは、イオン金ケ崎店のあたりの工事を進めようということで、評価が入るということだそうなのですが、そうすると評価が入ればいつごろの工事に向かっていくのか。

それから、北上一花巻間については、まだ全然動きができていないわけですが、そうしたことについて、県としても今後どのように動いていくか、お示しをいただきたいと思います。

○遠藤道路建設課総括課長 今佐藤委員のほうからお話がありました国道4号の拡幅についてですが、金ケ崎地区についてまずお答えさせていただきたいと思います。国道4号の金ケ崎地区に関しましては、一昨日の28日、国土交通省のほうから国道4号金ケ崎拡幅

事業として、平成29年度の予算に向けて新規事業採択時評価の手續に着手したということが公表されました。また、28日付で、国土交通省から地方負担の負担者である本県に対しまして、北上拡幅事業を予算化することについての意見照会があったところです。国においては、都道府県からの意見及び3月上旬から中旬にかけて東北地方整備局や国土交通本省において開催されます学識経験者等の第三者から構成される委員会の意見も踏まえて、評価結果を取りまとめると聞いております。今後これらの手續が順調に進めば、来年度予算の成立後、新規箇所として採択される見通しなのではないかと考えているところです。

また、二つ目といたしましてお話しいただきました花巻―北上間の整備等の関係ですけれども、委員のほうからもお話しいただきましたとおり、花巻市から奥州市までの国道4号の整備を目的とした国道4号岩手県南地域拡幅整備促進期成同盟会が新たに設立されたところです。その目的といたしまして、効率的な物流、あるいは地域間の交流連携を図るなど、県南地域の国道4号の4車線化やバイパス整備の促進に係る要望活動を予定されていると聞いております。

県といたしましても、国道4号の渋滞の著しい区間などについては、渋滞緩和のための拡幅等の対策が図れるよう、地元と調整しながら取り組んでいきたいと考えております。今後も引き続き産業を支える物流ネットワーク、その構築を目指して進めていきたいと考えています。

○佐藤ケイ子委員 わかりました。ぜひお願いしたいわけです。つけ加えますと、あそこは金ヶ崎町のトヨタの工場から矢巾町まで、コンテナのトラック輸送をしております、そこでかなり時間のロスがあるということを日本通運株式会社からお話しされております。それから、そこは高速道路が走っているわけなのですが、水沢から花巻間では、ちょこちょこ事故がありまして、高速道路が閉鎖になる。そうすると、すぐ国道4号線で身動きできなくなってしまうというようなこともあって、物流界では深刻な状況になっております。

さらに、北上市南部にも今度また物流の大きな会社も来ますので、トヨタ関係、それから物流関係にすると本当にネックになっておりますので、ぜひ強力にお願いをしたいということでございます。

○神崎浩之委員 県立中部病院のあたりにスマートインターチェンジを設置してほしいという趣旨でお聞きをいたします。平泉、水沢、矢巾、滝沢と実際に計画されておりました。先日当委員会でお伺いしたところ、矢巾町にスマートインターチェンジができる経緯というのは、流通団地もあるけれども、やはり岩手医科大学の移転が大きな要因で、実現できたという話でありました。

そこで、それ以降の設置の状況なのですが、県立中部病院というのは花巻と北上の二つの県立病院を一緒にして、あの場所に設置したと思っているわけなのですが、どちらの中心部からも離れておまして、それは新幹線であっても、それから高速のインターからも遠いということになっております。

そこで、県南の一関市から県立中部病院に搬送される例もあります。それから、東和町とか遠野市からも県立中部病院に搬送されるというケースもあります。また、県立中部病院で完結するわけではなくて、心臓とか、それからNICUということで、せっかく県立中部病院に搬送しても、そこからすぐに岩手医科大学、県立中央病院のほうに搬送されるという例があります。そういうのは本当に1分1秒を争う命にかかわる事例であるということで、現在県立中部病院から盛岡への搬送については、花巻市の南部のほうのこちゃこちゃした道路を救急車で行って、花巻南インターチェンジから高速道路に上ると。場合によっては、わざわざ北上江釣子インターチェンジまで戻って、そしてまた盛岡のほうに向かうということもありまして、非常に心配だなと思っていました。医師不足は今後も続いていくと思いますし、それから医師の偏在化、特に小児科は全国でももう集約できない状況であるということで、今後県立病院間の搬送も含めて大きな課題だと思っております。

そこで、例えばそういう県立中部病院周辺にスマートインターチェンジ設置等の動きとか、要望とか、そういうものは今県のほうにどのように届いているのか、この辺についてお伺いします。

○遠藤道路建設課総括課長 今県立中部病院関係でスマートインターチェンジの計画、あるいはそういった形の御要望が実際に県のほうに対してあるかどうかということです。スマートインターチェンジに関しましては、高速道路会社、そして地元の自治体、実際に接続します道路管理者、市町村道であれば市町村でありますし、県道等に接続する場合は県ですが、それらの関係者が一緒になって計画等を詰めていく形が必要だと思いますが、実際今現在、地元自治体として、北上市に過去意向を確認した段階では、そういった形でのお話はお考えいただけていないということ、具体的なことは検討されていないということは聞いたところでございます。

このスマートインターチェンジについては、インター間が非常に長い場合とか、今お話しいただきました救急医療等のアクセスの向上の面から非常にメリットがあると言われております。そういった点を勘案し、地元自治体とよく調整を図るとともに意見を聞きながら、いろいろな要件もあろうと思いますので、そういったところがどのような条件になっているか、そういうところを確認しながら進めたいと思います。今時点で地元北上市のほうから意向を確認した段階では、具体的な話というのは持っていないと聞いています。

○佐藤ケイ子委員 以前北上市議会で話題になったので。

○神崎浩之委員 先ほど私、搬送の例を言ったのですけれども、これは地元の問題ではないのです。遠くから県立中部病院に行って、県立中部病院からまた遠くに行く方々のためのスマートインターチェンジでありまして、北上市内にいる方、北上市の自治体の問題もそれはそうであるのですけれども、それ以外の周辺の方々のためのスマートインターチェンジであるということを入れておいていただきたいです。

昨日の一般質問でも、矢巾町への岩手医科大学の移転に対する周辺の道路網の整備についてお話がありました。あの件も、実は矢巾町や盛岡市の問題ではなくて、一関市から今

まで岩手医科大学に入院した、お見舞いに行く、その方が今度矢巾町まで戻ってこなければならぬので、盛岡駅から矢巾町の岩手医科大学の交通網の整備というのは、県南の一関市にとって必要なのです。I G Rの延伸のこともありましたけれども、県北の人にとっての周辺の道路整備とのことでありますので、地元自治体はさておいて、周辺部のほうに働きかけないと意味がないと思っています。今私は、この件もあって、今度の予算特別委員会のために医療局に、各県立病院とインターチェンジの出入り口の距離とか時間とか、それから県立病院間の搬送の件数をちょっと調べてもらっているのです。そんなこともあって、医師不足が進む中で、この道路網の整備というのは非常に重要だと。三陸沿岸道路が通った場合に、例えば久慈市とか宮古市とか釜石市とか大船渡市とかの関係も非常に重要になってきております。県立大船渡病院についても、インターチェンジの南と北にしか出入り口がないのだけれども、県立大船渡病院の救急搬送については、あの高速道からおりとかというようなことで対応しているようなので、非常に重要だと思うのです。

今後、進め方についてはどのように持っていったら進められればいいのか。今地元北上市からはという話がありましたが、どのように進めていけばいいのか、その辺をちょっと教えていただきたい。平泉のときもやったのですが、スマートインターチェンジの利用を予定する台数については、ある人に聞いたらクリアするだろうという話もあったのですが、利用を想定されるような台数がクリアできるか、それからどのような進め方をとっていけばいいのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○遠藤道路建設課総括課長 今委員のほうから、スマートインターチェンジが設置される際にどのような需要があり、実際に交通量がどの程度かということは非常に重要なポイントになると思います。実際にどのような活用をされるのか、交通量とかそういったものを、いろいろな情報をまず確認しながら、また今お話しいただいたように、利用される方々の関係もあろうと思いますので、そういった関係者等の情報の把握、共有、あるいは調整、そういったことを進めながら、スマートインターチェンジの必要性等を確認していくことが大事かと思っております。

県といたしましても、ただいま利用の関係の話をいただきましたので、いろいろな関係部局のほうからも情報をいただきながら、多方面からの検討が必要だろうと思いますので、そういったところを詰めていきたいと思っております。

○白澤勉委員 私のほうからも簡潔に数点お伺いします。一般質問のほうでも冒頭、私は財政構造の話をしたのですが、きょうも補正予算で出ておりますが、今後水門とか、あるいは陸閘がこうやってできてきて、自動的な遠隔装置だとか、施設が大分高度化してきております。そこら辺について今はつくるころまで来ていて、まもなく今度維持管理の部分とかが出てくるのですけれども、そこら辺の維持管理費の見込みというのは、中には数億かかるとかという話もありますけれども、そういう自動遠隔の装置は、どの程度維持管理費用がかかると今見通されているのか、お伺いいたします。

○高橋河川課総括課長 水門・陸閘自動化に伴う維持管理費につきましては、年間維持費

としては約5億円、そして更新費は約10億円ということになります。どのような内容かという、維持費に関しては、電気料金とか通信費とか保守点検費です。あとは、更新費というのは、物なので、ある一定の耐用年数があります。その耐用年数が来たら計画的に更新するという流れになっております。

○白澤勉委員 維持管理費による通常の事業への影響というものは、どのように見通されておりますか。

○高橋河川課総括課長 特に先ほど私がお話ししました更新費は、陸閘の更新、自動化の更新で約10億円と今試算しているところですが、東日本大震災津波前までも、津波対策として年間約10億円確保していましたので、これからもその予算はしっかりと確保して進めたいと考えております。あと、維持費につきましても、特に電気料金とかというのは、例えばコスト縮減なり、あとは複数年契約とか、さまざまこれから受注者の方から提案いただいて、できるだけコスト縮減を図りたいと考えております。

○白澤勉委員 今私がなぜ聞いているかという、全体の公共事業の建設費もどんどん縮減して、私が入ったところよりも3分の1ぐらいになり、本当に全体が縮小されている中で、一方で新たな道路整備の要望であったり、トンネル化の要望とか、未来に向けてのインフラ整備の投資という部分も必要になってくるのかと思っております。大分難しいテーマだとは思いますが、維持管理の部分はかかる分はかかるのでしようけれども、ぜひそこら辺も、いろいろとそういった財源なり、あるいは経費節減に向けての御努力をさせていただきながら、いろいろとやっていただきたいと思っております。

それから、二つ目は、きのうも道路ネットワークの話で、お話をお伺いさせていただきました。今神崎委員からもお話がありましたが、今回岩手医科大学の移転に伴って、盛岡市内丸に高度外来機能中心の内丸メディカルセンター、そして矢巾町に新たな高規格の病院ができるということで、岩手医科大学も東洋一、世界一の病院機能をこれから整備していくという話もあります。この約10キロメートルの区間の高度な医療機関のネットワークづくりと、そこに市場であったり、あるいは南運動公園であったり、スポーツ競技場もできてくる。先ほどの産業の拠点である流通団地もあるということで、そういう産業の面、あるいは通常の暮らしを支える意味のネットワークの部分もありますし、あと有事のときの救命救急だったり、防災のネットワークというのは、抜本的に線を引いていかなければいけない部分が出てくるのかと思っております。そこら辺で、国のほうの動向、国との連絡状況といいますか、協議状況というのはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○遠藤道路建設課総括課長 今白澤委員のほうから、盛岡市の道路ネットワーク、あるいは矢巾町方面への道路ネットワークの話がありましたけれども、国と県では、その道路ネットワークの関係で幹線道路協議会という会議を開催しながら、今後のネットワークをどのようにしていくかといったものを検討する場があります。そういったものの中で、各エリアにおいて、将来的な望ましいネットワークがどうあり、そして具体的にどういったと

ころを検討して、具体的にどう対応していくかといったところを話し合うことになろうかと思っております。

○白澤勉委員 月曜日の地元説明会でも、岩手医科大学側の説明では、国土交通省のほうでは幹線の盛岡南インターチェンジのところまで大分協議が進んでいて、今度岩手医科大学側の前の町道の4車線化に伴い線をこう結ぶと。ここは国土交通省のほうの内諾というか、感触をつかんでいるというようなお話がありましたが、そこら辺の状況というのはどんなものなのでしょうか。もしわかればお願いします。

○遠藤道路建設課総括課長 盛岡西バイパスの南方向への延伸等に関して、国のほうで具体的なお話は出されたことはないというようなことで、私どものほうは伺っております。

○白澤勉委員 わかりました。多分これはまだいろいろとあるのだと思いますので、国あるいは県、そして市、両町ともいろいろ密に連絡をとりながら、あと地元のほうでは今後期成同盟会の動きとかも出てくると思いますので、ぜひそこら辺を国のほうとも連絡をさらにとっていただきながら、よろしく願いをしたいと思います。

あと最後に1点です。災害公営住宅とか住宅のほうの建設がいろいろ進んでおります。私は以前、公共建築物への木材の利用の促進を図るべきだろうということで委員会のほうでもお話しております。ある新聞でも、この前、公共建築物の木造率というのは1割程度にとどまっているよというようなお話もありまして、森林のそういった整備も兼ねて、ぜひ公共建築物の木造率をもう少し意識的に高めていく必要があるかと思っています。災害公営住宅のほうでも、今後建設が進んでいくとは思いますが、ちょっとそこら辺のお考えを建築住宅課に、木材利用とか、今後のそういった整備のお考えとかがあればお願いいたします。

○廣瀬建築住宅課総括課長 今建築物に対する木材の利用ということで御質問をいただきました。木材の利用につきましては、公共建築物等にどのように木材を使用していくかということ農林水産部のほうで計画をつくって、それに基づいてやっているところがございます。そちらのほうを今改定する作業を進めているところですが、建築物に対して木材を使っていくということを強力に進めていこうという方向性であることは間違いないと存じております。

私どもがやっております災害公営住宅につきましては、既に型式が結構決まっているというようなところもありまして、なかなか余地がないところではありますけれども、私どものほうでも営繕業務について、災害公営住宅に限らず進めているところもございますので、そのような全体の方向性、またコストの関係、そういったところを勘案しながら、できる限りのことを進めていきたいと考えています。

○白澤勉委員 例えば今度建設される野外活動センターは教育委員会の所管なのですが、あちらも木材を使ったような構造で考えていくようなお話なんかもちろちらと聞いていました。そういった災害公営住宅はなかなかもうあれでしょうけれども、公営住宅も新規の建設は難しいのだとは思いつつも、やはり県のほうでそういった姿勢を、さらに公共建築

物には木材を岩手は使うぞと、そして森林王国岩手ならではの利用の仕方みたいなものを、ぜひ引き続き検討していただければと思います。

○中平均委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでございます。

執行部職員の皆様の入れかえのため、若干お待ち願います。

次に、企業局関係の議案の審査を行います。議案第63号平成28年度岩手県電気事業会計補正予算（第1号）及び議案第64号平成28年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第2号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○坂本次長兼経営総務室長 企業局関係の議案について御説明を申し上げます。

議案（その3）67ページをお開き願います。議案第63号平成28年度岩手県電気事業会計補正予算についてであります。主な事項については、金額の読み上げを省略し御説明申し上げます。

第2条は、業務の予定量ですが、これまでの実績を勘案して補正するものであります。68ページにお進みいただきまして、計の行ですけれども、当初の目標電力量に対し、2,847万8,000キロワットアワー増の5億5,940万5,000キロワットアワーとなる見込みであります。第2項は、高森高原風力発電所建設事業、築川発電所建設事業に係る建設費、これらの合計額を減額するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出予定額の補正であります。収入の第1款電気事業収益の補正の主な内訳ですが、第1項の営業収益は水力発電の目標電力量の増及び料金単価を引き上げたことにより電力量収入を増額するものであり、第3項の財務収益は、受取配当金の増などにより整理するものであり、第4項の事業外収益は消費税及び地方消費税還付金の減などにより整理するものであります。

次に、支出の第1款電気事業費用の補正の主な内訳ですが、第1項営業費用は職員給与費や委託費などの所要額を精査し、これに伴い減額するものであります。また、今般の補正予算において、台風第10号により甚大な被害を受けた市町が行う公共施設のLED照明の設置などを支援するため、クリーンエネルギー導入支援事業費を増額しております。第4項の事業外費用は、消費税及び地方消費税などを整理するものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源の額を変更するものであります。

収入の第1款資本的収入の補正の主な内訳ですが、第1項の企業債は地方公共団体金融機構の起債許可額に合わせ、発行額を減額するものであり、第2項の負担金は共有施設工事負担金を減額するものであり、第5項の雑収入は供託金の返金があったことにより増額するものであり、第6項の補助金は高森高原風力発電所の蓄電システムに係る国庫補助金

を増額するものであります。

次に、支出の第1款資本的支出の補正の主な内訳ですが、第1項の建設費は高森高原風力発電所の基礎工事費や築川発電所の水路工事費などを減額するものであり、第2項の改良費は発電所設備に係る改良工事費の実績に応じて整理するものであり、第5項の繰出金は一般会計の繰出金であり、対象事業費の確定に伴い減額するものであります。

第5条は、高森高原風力発電所建設工事に係る債務負担行為の限度額の変更及び追加であり、変更は送電設備建設ほか工事の限度額を増額し、追加は高森高原風力発電所風力発電システム製作据付工事の債務負担行為を設定しようとするものであります。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費など所要額の調整により減額するものであります。

以上で電気事業会計の補正予算の説明を終わります。

次に、70ページをお開き願います。議案第64号平成28年度岩手県工業用水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。第2条の業務の予定量ですが、年間総給水量及び1日平均給水量を給水量の減などに伴い補正するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の第1款工業用水道事業収益の補正の主な内訳ですが、第1項の営業収益は給水収益などを減額するものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用の補正の主な内訳ですが、第1項の営業費用は修繕費や職員給与費など所要額を精査し、これに伴い整理するものであり、第2項の財務費用は借入利率が当初を下回ったことなどにより、企業債支払利息を減額するものであります。第3項の事業外費用は、消費税及び地方消費税納付予定額などを増額するものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、合わせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源並びに補填額を変更するものであります。

収入の第1款資本的収入の補正の主な内訳ですが、第1項の企業債は起債対象工事費の実績に応じ発行額を減額するものであります。

次に、支出の第1款資本的支出の補正の主な内訳ですが、第1項の改良費は工業用水道設備の改良工事費の実績に伴い減額するものであり、第4項の国庫補助金返還金は国庫で取得した土地の売却に伴い、補助金の返還を予定していたものですが、平成28年度中に売却に至らない見込みであることから、これを減額するものであります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費について、所要額の調整により増額するものでございます。

以上で工業用水道事業会計の補正予算の説明を終わります。

なお、これらの補正予算に係る実施計画、変更予定キャッシュ・フロー計算書などにつきましては、予算に関する説明書の342ページから375ページに記載しておりますが、これまで説明申し上げました予算の明細でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で企業局関係の議案の説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 まず1点ですけれども、発電目標電力量、年間販売目標電力量の補正について、マイナス要因の主な原因は何だったのでしょうか。

また、もう1点は、議決を経なければ流用できない経費、職員給与費ですが、調整の上ということですが、主な要因は何か。また、工業用水道事業のほうの職員給与費はプラスになっているのですが、電気事業と違ってプラスになった理由というものは何なのか、お示し願います。

○吉田業務課電気課長 発電電力量のマイナス要因ということでございますが、今年度、出水率、発電電力量で岩洞の発電所は成績がよかったのですが、それ以外のところで出水等が余り伸びなかったことと、それから工事等でとまったところがありまして、マイナス要因となっているものです。

○坂本次長兼経営総務室長 それでは、電気事業会計の第6条の議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費の関係でございますけれども、1億4,200万円余り減額補正となっております。これにつきましては、当初職員定数123名で見込んでおりましたところ、人事異動等による人員構成の変更などにより減となりました。7名減というような格好でございます。また、地方公営企業におきましては、退職給与引当金を計上していなければならないので、人員の減に伴って、その分が減額になったというようなものです。

それから、同じく工業用水道事業の職員給与費の増額の件でございますけれども、こちらについては8,300万円余の増額ということになっております。こちらにつきましては、人員構成の変更で、3名増員をしております。さらに、平成27年度末において工業用水道事業会計に係る退職者が2名あったというようなことで、それらに係る人件費及び退職給与引当金の不足分の充当などの経費でこのぐらゐの増額になったというようなものでございます。

○軽石義則委員 出水率については、それぞれ天候にもよりますので、どうしようもないところもあると思うのですけれども、ただ工事の部分については年間計画等を決めて進められていると思いますので、当初目標には多分入れられるものではないかと思うのですが、その読みの違いというのはどこに原因があったのでしょうか。

○細川業務課総括課長 年間予定量を定めるときは、当然年間の工事で停止すべき日数はこのくらいだから、このくらい電力量をあらかじめ減じておこうということで計画を立てておりますけれども、実際に工事に入った段階で、年度当初に想定した日数でおさまらなかったとか、そういったことも出てくることもあります。そういったことが積み重なって、今回マイナスになったところでございます。

○軽石義則委員 工事をしなければわからない部分もあるというのも、理解はできますけれども、工事計画も、やる段階でしっかりと精査した上で目標を立てておかなければ、で

き上がりでこのとおりになりましたではなかなか目標というものにはなり得ないと思いますので、その点は今後対応していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

職員給与費のところでは7名減ということで、7名減だと、多分職場は回らないのではないかなと思うのですが、どういう状況になっているのでしょうか。

○**坂本次長兼経営総務室長** 職員減の内訳でございますけれども、職員定数に対して欠員が生じたということと、現状におきまして本庁の管理部門の人件費は電気事業会計において全額を負担しておいた状況ですけれども、今年度企業局のほうで受けました包括外部監査において本庁の管理部門において工業用水道担当のほうに人員が従事しているにもかかわらず、人件費全額を電気事業会計のほうで負担しているというようなことについての指摘がありました。それについては適正な負担関係に見直しをして、負担関係について検討するようにというような意見があったところでございます。

これまで企業局の本庁におきましては、電気事業及び工業用水道事業は一括して管理をしておいたということでありまして、事業の規模ですとか、電気事業の充実化という体制もあり、これまでは電気事業のほうで重要な負担を見ておりました。今回の指摘を受けまして再度見直しをして、本庁管理部門の中の電気事業に主に従事している職員、3名を見えていますけれども、その3名分につきまして電気事業会計から工業用水道事業会計のほうに配賦をするということで、この補正予算のほうに計上したところでございます。

したがって、先ほど申しましたとおり、電気事業におきましては7名のうち4名が欠員、3名が、今お話ししましたように、電気事業会計から工業用水道会計に人数を振りかえるというようなことで、事業の補正をするものでありますが、実際の実人員ということでは、負担が変わるだけで実際の組織上の実人員が変わるということではございませんので事業の執行に支障はありません。

○**軽石義則委員** 会計上、整理をしたということで、仕事をする皆さんは今までどおり仕事をしているという理解でよろしいのでしょうか。

○**坂本次長兼経営総務室長** 実際の実人員ということでは、軽石委員のおっしゃるとおりでございます。

○**軽石義則委員** 会計上で整理した人員ではないところにもまだマイナスがある、そして7名ですね。電気事業も工業用水事業も大変努力していただいて、収入を得る大事な部門なわけですけれども、定数というのはそこに必要な人員が出ているはずですので、そこにずっと欠員状態で、今いる皆さんに過度の負担がかかっているのであれば、それを補充する努力はしているのでしょうか。

○**坂本次長兼経営総務室長** 今お話があったとおり、電気事業会計において欠員が2名あるわけですが、これにつきましては、毎年の組織人事の要求の中で要求しているところです。ただ現状において、企業局の工事にかかわる技術職の人員につきましては、企業局と知事部局の中で、いわゆる人事交流がありまして、現在震災復興でありますとか、あるいは台風第10号の対応等でそういった技術職員等の関係の職員の補充がなかなかされない

というような実態もあります。そうは言いながらも、企業局といたしましても、今後施設の老朽化に伴って、そういった技術職のかかわる業務もふえてくる状況にありますので、引き続きそれについては、さまざま調整させていただきたいと思えます。

○**軽石義則委員** 知事部局の人員不足等について、本会議の一般質問の中でも議論されておりますので、他の都道府県行政からの応援をもらっているという中にあって、企業局だけ定員いっぱいというわけにはいかないということも、もしかしてあるかもしれませんが、ただこれから風力発電等新規事業に着手をしていかなければならない。設備も大分老朽化して、先ほど工事の工期も実際にやったのが伸びしまっているというような状況もあるとすれば、技術職ですので、来てすぐに全てが回るといことにはなかなか得ないと思えますので、今後の業務も考えながら進めていただきたいと思います。局長はどのようにお考えでしょうか。

○**菅原企業局長** 企業局の職員定数及びその体制ということでございますが、今委員から御指摘のありましたとおり、企業局は新しい発電所の建設も進めております。一方で、電気機械職は企業局で一括採用してございまして、県土整備部のほうでも震災復興に従事する電気機械職の職員を何名か欲しいという要請があります。そういった中で調整しながらやっております関係上、いろいろ努力はしておりますけれども、年度によっては定員が不足するという事態がございます。

私ども、職員に過度な業務負担にならないように何とかしたいということで、平成29年度につきましてはその増員を図っております。今次長から話がありましたような欠員もございましたけれども、その解消に努めております。

○**軽石義則委員** そういう意味では、特に技術職は成長するのに時間がかかる可能性も秘めておりますので、そのことをしっかりと受けとめていただいて対応いただきたいと思えます。唯一収入を得るところが非常に辛い運営では、また負担もふえてくると思えますので、そのことをしっかりとやっていただくことをお願いして終わります。

○**中平均委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって企業局関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から高森高原風力発電所の建設工事について発言を求められておりますので、これを許します。

○吉田業務課電気課長 高森高原風力発電所の建設工事について、お手元にお配りしております資料により御報告申し上げます。

初めに、1の趣旨ですが、一戸町に建設を進めている高森高原風力発電所につきまして、台風第10号の影響により、当初予定していた輸送道路である国道281号が被災したことから代替ルートを確認して全体工程を精査しておりましたところ、運転開始時期が計画から2カ月おくれの平成30年1月となる見通しであることについて報告するものでございます。

次に、2の事業概要ですが、最大出力は2万5,300キロワットであり、総事業費は税込みで約127億円、売電先は東北電力株式会社で、固定価格買取制度を活用し、20年間1キロワットアワー当たり22円で供給するものです。

次に、3の平成29年度の工事スケジュールを御説明します。台風第10号の影響でおくれました風車の基礎工事につきましては、4月から残り4基分の工事を行います。風車部材の運搬及び組み立てにつきましては、4月から大型トレーラーにより久慈港から一戸町まで風車部材を運搬し、超大型クレーン等で順次組み立てを行います。

なお、運搬は風車1基当たり10回、合計110回の予定です。その他の設備につきましては、平成29年8月末までに完成する見込みであり、9月以降は備蓄電池による風力発電機の出力変動緩和システムについて試験、調整等を実施し、平成30年1月に運転を開始する予定でございます。

次に、4のその他ですが、トレーラーによる風車部材の運搬につきましては、安全を考慮し、一般車両の通行にできるだけ影響のないよう夜間に実施することとしており、前後に誘導車両を配置して、必要に応じ一般車両に一時停止等の協力を仰ぐこととしています。また、大型特殊車両の通行につきましては、道路管理者へ許可申請中で、3月中旬に許可がおりる見込みであり、運搬の沿線の自治体に運搬方法や工事期間等を説明の上、安全に配慮し取り進める予定としております。

建設工事に係る地元説明等ですが、一戸町とは建設状況等の説明や地域連携等の打ち合わせを随時行ってまいります。また、地元の消防等の関係機関には6月ごろに現地で説明を行い、火災時における対応等について打ち合わせを行う予定です。住民向け広報としましては、3月10日の一戸町広報に建設工事等のお知らせを折り込み、町内全戸へ配布した後、3月から5月にかけて周辺5地区の自治会の総会等で建設工事概要の説明を、5月から8月には一戸町の住民や近くの小中学校の児童生徒を対象に現地見学説明会を予定しております。

裏面をごらんください。上部には風車部材の運搬ルート及びブレード、タワーの運搬写真を、下部には事業内容を示す位置図等を掲載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いたします。

○中平均委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○小野寺好委員 直接関係ないのですけれども、大型特殊車両の通行許可申請ですけれども、順調になりそうなのかどうか。今までは盛岡市上田の岩手河川国道事務所でやっていたのが、最近では全部秋田河川国道事務所でやって、10月に申請したのが4カ月も5カ月もかかるとかという実態がありますが、何かありますか。

○吉田業務課電気課長 許可申請につきましては、二戸土木センターのほうに一括で出して、そこから各市町村、国道等の管理のほうへ今許可申請が回っている段階でございまして、事前にいろいろ説明した中では、おくれることなく3月中旬には許可がおりるとい話を聞いております。

○小野寺好委員 順調であればいいのですけれども、実際そういった滞っている状態で、許可証を持たないでやるケースも見られていて、そういうおかしな状態もありますので、くれぐれも慎重にやってください。

○中平均委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 ほかになければ、これをもって企業局関係の審査を終わります。企業局の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでございます。

委員の皆様には次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

では次に、来る3月17日に開催が予定されております当委員会の運営についてお諮りいたします。本日の委員会をもちまして、さきに当委員会が付託を受けた案件は全て審査を終了いたしました。よって、当委員会への付託案件は、現段階ではございませんが、来る3月17日に開催予定の当委員会について、期限までに請願陳情の提出がなかった場合には所管事務調査を行うこととしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、調査項目については、新たな風水害に対応した防災体制の整備についてとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。ただし、請願陳情の提出があった場合には、所管事務調査は行わず、提出された請願陳情について審査することいたしますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。